

(訟ろ-15-A)

平成29年7月10日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉田智宏

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤村智子

刑法の一部を改正する法律の留意点等について（事務連絡）

刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）について、衆議院法務委員会において別添1のとおり、参議院法務委員会において別添2のとおり、それぞれ附帯決議がされたことは、6月23日付け最高裁判三第1190号刑事局長、家庭局長通知「刑法の一部を改正する法律の公布等について」でお知らせしたところです。

これまでも性犯罪の場合に限らず、刑事事件の公判における犯罪被害者等への配慮については、現行法上認められている被害者特定事項の秘匿決定や被害者を証人尋問する際の遮へい、ビデオリンク手続の利用等について、個別の事件において、検察官・弁護人の意見も聴きながら適切に行われているほか、犯罪被害者が証人として裁判所へ出廷する際には、専用の証人控え室を準備したり、動線について工夫したりするなど各庁の実情に応じた配慮がなされているものと承知しておりますが、上記附帯決議の趣旨も踏まえ、刑事事件を担当する各庁においては、引き続き犯罪被害者等の置かれた立場、心情、プライバシー等を考慮しつつ対応に遺漏がないようお願いします。上記附帯決議の趣旨は、少年事件の調査及び審判にも妥当するものと考えられますので、少年事件を担当する各庁においても、その趣旨を踏まえた

対応をお願いします。

また、本改正法が成立に至る経緯に関しては、法務省ウェブサイトに「法制審議会（刑事法（性犯罪関係）部会）」及び「性犯罪の罰則に関する検討会」の議事録等が掲載されており、衆議院及び参議院のウェブサイトに両院の各法務委員会の議事録等が掲載されていますので、併せてお知らせします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

(別添1)

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院法務委員会)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与える続ける犯罪であつて、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。

二 刑法第百七十六条及び第百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。

三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穏その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにして、二次被害の

防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。

五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれ配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(参議院法務委員会)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 性犯罪は、被害者的心身に長年にわたり多大な苦痛を与える続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であつて、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。

二 刑法第百七十六条及び第百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。

三 性犯罪に係る刑事案件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穏その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようになるとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。

四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなつたことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たつては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たつては、性犯罪に係る刑事案件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれ配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が

聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や
関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。